

各

同行援護事業所
行動援護事業所
移動支援事業所

 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る同行援護等の臨時的な取扱い について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 5 報）」（以下「厚生労働省事務連絡」という。）において、同行援護等の買い物代行等に係る臨時的な取扱いが示されたところです。

つきましては、札幌市においても同様の取扱いとすることから、報酬算定にあたっては、下記の内容にご留意いただき、適切なサービス提供に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 買い物代行等の報酬算定に係る要件

下記の全ての要件を満たす利用者について、報酬算定を可能とする。

- (1) 居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていないこと。
- (2) 民間の宅配サービスや買い物代行等の他の手段では代替できない場合であること。

2 買い物代行等を行う場合に必要な対応

- (1) 事前に支援内容を利用者に説明し、利用者負担が発生することについて同意を得ること。
- (2) 実績記録票には、支援時間等を記入し、通常の支援どおり、利用者の押印を得ること。また、備考欄には、必ず「買い物代行等」と記載すること。
- (3) 買い物代行等の支援内容が具体的に分かるように、通常の支援をした際と同様に、事業所において支援記録を作成すること。

3 留意事項

- (1) 当該取扱いの対象サービスは、「同行援護」、「行動援護」、「移動支援」となります。
- (2) 当該取扱いは、居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていない利用者に対する、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの臨時的な取扱いであることから、利用者が同行援護等において、継続的に買い物代行等を希望する場合は、居宅介護（家事援助）の申請勧奨をしていただきますようお願いいたします。
- (3) 当該取扱いを認める期間は、札幌市において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく、緊急事態措置が解除されるまでの間といたします。

4 【参考】厚生労働省事務連絡（抜粋）

問 14 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取扱いとして、同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とできるか。

（答）

買い物の代行や薬の受け取りの代行等は居宅介護の家事援助のサービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等の他の手段では代替できない場合は、報酬の対象とすることも可能である。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係・指導担当係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp